

別紙1 JASSO 奨学金受給要件について

日本学生支援機構（JASSO）2022年度海外留学支援制度（協定派遣）奨学金とは
海外の大学等に派遣される学生に対し、独立行政法人日本学生支援機構が留学に係る費用の一部を
支援する給付型（返還不要）の奨学金制度です。本奨学金の給付を受けるには、関西大学対象プログラ
ムへの参加が決定し、かつ学業成績や家計状況及び語学能力等、JASSO が定める条件をすべて満たす
ことが申請条件となります。

つきましては、本奨学金の受給を希望する者は、以下の要領に基づき別添の申請書類一式を提出し
てください。

記

1. 奨学金名称：2022年度海外留学支援制度（協定派遣）奨学金
2. 支給額：7万円（タイ）、10万円（シンガポール）
3. 奨学金を受給するための資格・要件：次の（1）～（9）に掲げる資格及び要件を全て満たす者

- （1）日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）。
- （2）学生交流に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者。
- （3）経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者。
- （4）派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者。
- （5）派遣プログラム終了後、本学に戻り学業を継続し、学位を取得する者又は卒業する者。
- （6）在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、選考時の前年度の成績評価係数が2.30以上（3.00満点）である者。

※別表1：[成績評価係数の算出方法]参照 ※本学で計算します。

（7）本制度以外の、派遣プログラム参加のための奨学金等（渡航に係る費用及び返済が必要な貸与
型奨学金や学資ローンは含まれない）を受ける場合、当該奨学金等の総支給月額が、本制度による奨
学金月額を超えない者。

※1 機構が実施する国内の奨学金「第一種・第二種奨学金」（貸与型）との併給は可能です。なお、留学期間中の貸与を休止する場合は、

※2 機構が実施する国内の奨学金「給付奨学金」との併給は認められません。

※3 「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」との併給は認められ
ません。

※4 「本制度以外の、派遣プログラム参加のための奨学金等」（以下、「他の奨学金」という。）とは派遣学生に直接支給されるものを
指します。クラウドファンディング等、プログラム参加のために募った資金は他の奨学金に該当します。

※5 他の奨学金が月額支給でない場合は、月額に換算した額により確認してください。

※6 他の奨学金に航空券代等の渡航に係る費用が含まれている場合は、その額を切り離したうえで、月額換算し、本制度による奨学
金月額を超えないかを確認してください。

※7 在籍大学等や他の団体から、留学する・しないに関係なく支給されている奨学金は、他の奨学金に該当しません。

（8）外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上
に該当する地域以外に派遣される者。

（9）下記いずれかの方法で、COIL 活動に参加済または参加を予定している者

・2021年度春学期～2022年度秋学期に COIL を実施した科目(ASEAN Studies, Global Awareness I, Understanding
Cross Cultural Communication, 他)を受講済みであること。

・2023年2月2日～2月25日実施予定の J-MCP オンラインビジネスプログラム（合計活動時間約60時間）に参加
すること。 ※11月中旬に募集開始予定

4. 学内選考（推薦者選考）：

提出された申請書類は、JASSO が定める資格・要件が合致しているかを精査します。また、支給対象者が支給人数枠を超える場合は、審査を行います。審査により奨学金受給の対象者にならなかった場合も、本プログラム参加の辞退はできません。その点、十分に注意してください。

5. 受給決定

JASSO からの最終的な採否決定通知があり次第、本人に通知します。

別表 1 【成績評価係数の算出方法例】

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、パターン 4 の計算式に当てはめて算出（小数点第 3 位を四捨五入）

	成績評価				
	S	A	B	C	F
5 段階評価(パターン 5)					
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$(\text{評価ポイント } 3 \text{ の単位数} \times 3) + (\text{評価ポイント } 2 \text{ の単位数} \times 2) + (\text{評価ポイント } 1 \text{ の単位数} \times 1) + (\text{評価ポイント } 0 \text{ の単位数} \times 0)$

総登録単位数

注意：履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数をすべて単位数に置き換えて算出すること。

別表 2 【家計基準】

家計の基準額は、世帯人員、就学者の有無等によって異なります。家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入金額が選考の対象となりますが、収入・所得の目安はおよそ次の金額以内です。

<収入・所得の上限額の目安>

私立大学に在学し家計支持者が 給与所得世帯の場合（注 1） （年間の給与収入）			私立大学に在学し家計支持者が 給与所得以外の世帯の場合（注 2） （年間の所得金額）		
世帯人数	通学形態	第二種奨学金	世帯人数	通学形態	第二種奨学金
2 人	自宅	1,087	2 人	自宅	679
	自宅外	1,134		自宅外	726
3 人	自宅	1,060	3 人	自宅	652
	自宅外	1,107		自宅外	699
4 人	自宅	1,144	4 人	自宅	736
	自宅外	1,191		自宅外	783
5 人	自宅	1,410	5 人	自宅	1,002
	自宅外	1,504		自宅外	1,096

給与所得者・・・源泉徴収票の支払金額（税込み）

給与所得以外・・・確定申告書等の所得金額（税込み）

別紙2 渡航支援金について

渡航支援金
32万円

- ※1 経済的に困窮している派遣学生で、一定の家計基準を満たしている者が対象です。
- ※2 定められた渡航支援金の額を変更しての支給や分割支給、派遣プログラム参加費を差し引いての支給等はできません。
- ※3 学校による立替支給はできません。
- ※4 派遣学生以外には渡航支援金は支給しません。渡航支援金を受給後、派遣学生としての登録を取り消す場合は、渡航支援金を全額返納する必要が生じます。
- ※5 同一派遣学生を同一プログラムで複数回派遣する場合は、初回の渡航時のみ支給します。
- ※6 同一派遣学生を複数プログラムに派遣する場合は、プログラムごとに渡航支援金を支給できます。ただし、先に派遣するプログラムの終了後、後から派遣するプログラムの開始前までに、日本に一度帰国している必要があります。日本に帰国せず、直接又は第三国を経由して、後から派遣するプログラムの派遣先に移動する場合は、後から派遣するプログラムでは渡航支援金は支給できません。

(1) 家計基準

世帯の所得金額が次の金額である派遣学生が対象です。

給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）が 300 万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）200 万円以下

- ※1 本制度では、家族構成や在籍大学等の学種・設置形態を問わず、上記の家計基準を満たすことを証明できる派遣学生に渡航支援金を支給します。
- ※2 年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、障害年金は含みません。
- ※3 養育費は収入に含みません。

(2) 所得金額を確認すべき対象者及び学校に提出すべき書類

所得金額を確認すべき対象者は、派遣学生が父母等に扶養されているのか、派遣学生本人が生計を立てているのか（以下「独立生計者」という。）により異なります。また、保護者又は世帯の構成によっても異なります。対象者に所得がない場合でも、所得がないことを確認する必要があります。本制度では、独立生計者と認定するためには、以下の①～③を満たしていることを書類により証明する必要があります。証明できない場合は、父母等に扶養されているとみなします。

- ①所得税法上、父母等の扶養親族でない者
- ②父母等と別居している者
- ③派遣学生本人（配偶者があるときは配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされている者

<派遣学生が父母等に扶養されている場合>

提出対象者	学校に提出すべき書類
父母双方	<ul style="list-style-type: none"> ・父の所得を証明する書類 ・母の所得を証明する書類 ・「家族構成申告書」(様式 R-3)
父母のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> ・父又は母の所得を証明する書類 ・「家族構成申告書」(様式 R-3)
父母以外 (例: 祖父母、兄)	<ul style="list-style-type: none"> ・父母以外(複数いる場合は全員分)の所得を証明する書類 ・「家族構成申告書」(様式 R-3)

- ※1 父母が別居していても、離婚が成立していない場合は、父母双方の書類が必要です。
- ※2 離婚により同居している親とは別の親に扶養されている場合、提出対象者は同居している親となります。親元を離れて暮らしている場合は、帰省先等の親としてください。
- ※3 父母以外に扶養されていても、父母双方又はいずれかが同居している場合は、提出対象者は父母双方又はいずれかとなります。

<派遣学生が独立生計者の場合>

提出対象者	学校に提出すべき書類
派遣学生のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣学生の所得(48万円以上(注1))を証明する書類 ・派遣学生及び父母等の住民票(世帯全員分)(写し可) <p>※申請時3か月以内に発行されたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立生計者 収入・支出確認書」(様式 R-2)
派遣学生 及び配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣学生及び配偶者の所得(双方の合算で48万円以上(注1))を証明する書類 ・派遣学生及び配偶者の住民票(世帯全員分)(写し可) <p>※申請時3か月以内に発行されたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣学生及び配偶者の父母等の住民票(世帯全員分)(写し可) <p>※申請時3か月以内に発行されたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立生計者 収入・支出確認書」(様式 R-2)
<p>【派遣学生(及び配偶者)の所得が48万円未満の場合(注1)】</p> <p>所得が48万円未満の場合、独立生計者とはみなせないため、追加書類が必要です。</p> <p>○奨学金(給付型又は貸与型)を受給している者</p> <p>2021年中に申請者本人が受給した奨学金総額を証明する書類</p> <p>※2021年中の受給総額が103万円を超えることを確認してください。</p> <p>※書類は、奨学金支給団体が発行するものに限り、奨学金の名称、奨学金受給期間、受給金額が記載されている書類の写しを確認してください。</p> <p>○預貯金を切り崩して生活している者</p> <p>生活費の管理に使用している預貯金通帳の「口座名義人」と「直近3か月分記帳部分」の写し</p> <p>※3か月分支出額の平均から算出される12か月分支出額が103万円を超えることを確認してください。</p>	

注1：2020年1月に基礎控除額が改正されました。そのため、独立生計とみなす所得金額は2019年の38万円から48万円に変更となりました。

(3) 所得を証明する年及び書類

原則、2021年中の所得で、(1)家計基準を満たしているか確認してください。ただし、2022年6月頃までに派遣学生として登録する者で、2021年中の所得証明書の発行が間に合わない場合は、2020年中の所得証明書で構いません。

所得を証明する年	所得を証明する書類
2021年中	市区町村役場発行の所得証明書(写し可) ※「所得証明書」の名称は市町村によって異なる場合があります。 例：課税証明書、非課税証明書、など

※1 父母等が海外勤務の場合は、給与明細書(2021年1~12月分)の写しにより、「総支給額(支払総額)」「(税込)」を確認してください。日本円以外の通貨の場合は、書類提出時の外国為替レートで円換算してください。円換算時に使用した外国為替レートについても、記録を残してください。

※2 市区町村役場発行の所得証明書の代わりに以下の書類で確認しても構いません。その場合は、必ず2021年中の所得を確認してください。複数の収入がある場合は、それぞれについて証明書類が必要です。

給与所得の場合	源泉徴収票の写し ・給与所得のみの世帯 ※源泉徴収票の「支払金額」欄を確認してください。 ・給与所得以外の所得を含む世帯 ※源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄を確認してください。
給与所得以外の場合	確定申告書(第一表と第二表)(控)の写し ※確定申告書(控)の「所得金額」欄を確認してください。 ※郵送や持参により確定申告を行っている場合は、写しに税務署の受付印があるか確認してください。 ※電子申告(e-Tax)により確定申告を行っている場合は、「受信通知」又は「即時通知」の写しを提出させてください。

JASSO奨学金 受給要件確認及び自己申告書

※各要件の詳細は別紙1「JASSO奨学金受給条件について」および別紙2「JASSO 渡航支援金について」を確認しながら回答してください。

要件 (別紙参照)	確認事項	記入欄 (〇および必要事項を記入してください。)	
別紙1	(1) 日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）に該当します。	はい / いいえ	
	(3) 経済的な理由により、自費のみでの参加が困難なため奨学金を申請します。	はい / いいえ	
	(5) プログラム終了後、在籍大学に戻り学業を継続し、在籍大学等の学位を取得又は卒業します。プログラム途中で退学・卒業する場合には本制度の奨学金を受給できないことを理解しました。	はい、理解しました	
	(6) JASSOが定める成績評価係数が 2.30 以上である者のみ、本制度の奨学金を受給できることを理解しました。	はい、理解しました	
	本制度以外に、今回の派遣プログラム参加のための他の奨学金等を受給します。	はい / いいえ	
	(7) →「はい」の場合	・他の奨学金の名前と受給月額をお答えください。	奨学金名[_____] 月額[_____ 円]
		・他の奨学金を受ける際、その奨学金を発給する機関側の制度でも、本制度の奨学金との併給が可能であることを確認しています。	はい、確認しました
	(9) →「はい」の場合	下記いずれかのCOIL活動に参加済または参加予定です。	はい / いいえ
		①2021年度～2022年度に、COILを実施した科目を受講済です。 ②J-MCPオンラインプログラムに参加予定です。	①科目名[_____] / ②
別紙2	JASSOからの渡航支援金を申請します。 ※年間収入金額300万円以下等、家計基準に関する条件があります。詳細は別紙2をご確認ください。 「はい」を選択した方には別途メールで必要書類を案内します。	はい / いいえ	

以上

上記内容に相違ありません。

学籍番号： _____ 所属（学部・院）： _____ 年次： _____ 年生

本人署名： _____ 記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

誓約書

関西大学 国際部長 殿

私は、2022 年度海外留学支援制度の採択プログラムに参加するにあたり、下記の内容が事実であることを誓約いたします。

記

私が所属する世帯の年収・所得額は、以下の通りである。

(いずれかにチェックして下さい)

日本学生支援機構が実施する第二種奨学金在学採用の家計基準に合致します。

上記以外 (経済的理由により自費のみでの採択プログラムへの参加が困難)

※以下に理由を記載して下さい。

以上

(西暦) 年 月 日

参加プログラム名 : _____

所属学部・大学院名 : _____ 学籍番号 : _____

氏名 (自署) : _____

※注意事項※

以上の内容に虚偽があった場合、奨学金を返金いただくか、または奨学金の支給停止を行いますので、ご注意ください。

(参考)

日本学生支援機構のホームページから抜粋「第二種奨学金在学採用の家計基準」
(学部生) 2022年10月31日現在

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kakei/zaigaku/index.html

2.家計基準

家計の基準額は、世帯人員、就学者の有無等によって異なります。家計支持者(父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人)の収入金額が選考の対象となりますが、収入・所得の目安はおよそ次の金額以内です。

<収入・所得の上限額の目安>

(単位:万円)

私立大学に在学し家計支持者が 給与所得世帯の場合(注1) (年間の給与収入)			私立大学に在学し家計支持者が 給与所得以外の世帯の場合(注2) (年間の所得金額)		
世帯 人数	通学形態	第二種奨学金	世帯 人数	通学形態	第二種奨学金
2人	自宅	1,091	2人	自宅	683
	自宅外	1,138		自宅外	730
3人	自宅	1,064	3人	自宅	656
	自宅外	1,111		自宅外	703
4人	自宅	1,148	4人	自宅	740
	自宅外	1,195		自宅外	787
5人	自宅	1,418	5人	自宅	1,010
	自宅外	1,512		自宅外	1,104

(注1)給与所得者:源泉徴収票の支払金額

(注2)給与所得以外:確定申告書等の所得金額

誓約書

関西大学 国際部長 殿

私は、2022年度海外留学支援制度の採択プログラムに参加するにあたり、下記の内容が事実であることを誓約いたします。

記

私が所属する世帯の年収・所得額は、以下の通りである。

(いずれかにチェックして下さい)

日本学生支援機構が実施する第二種奨学金在学採用の家計基準に合致します。

上記以外(経済的理由により自費のみでの採択プログラムへの参加が困難)

※以下に理由を記載して下さい。

以上

(西暦) 年 月 日

参加プログラム名： _____

所属学部・大学院名： _____ 学籍番号： _____

氏名(自署)： _____

上記の事項が事実であることを誓約いたします。

※注意事項※

以上の内容に虚偽があった場合、奨学金を返金いただくか、または奨学金の支給停止を行いますので、ご注意ください。

(参考)

日本学生支援機構のホームページから抜粋「第二種奨学金在学採用の家計基準」
(大学院生) 2022年10月31日現在

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kakei/zaigaku/in.html

2.家計基準

本人の収入（定職、アルバイト、父母等からの給付、奨学金、その他の収入により本人が1年間に得た金額）と配偶者の定職収入の金額の合計額が、下記の金額以下の場合選考の対象となります。配偶者が給与所得者の場合は、配偶者のみ下表の給与所得控除をしたうえで、本人の収入金額と合算します。

なお、定職収入が給与所得以外の場合は、収入金額から必要経費を控除した額となります。

収入基準額 （単位：万円）

収入基準額（単位：万円）	
区分	第二種奨学金
修士・博士前期課程 専門職大学院課程	536
博士・博士後期課程 博士医・歯・薬・獣医課程	718